

平成20年10月8日

株式会社CAC及び株式会社ハートネットワーク所属特定無線局の
包括免許について
(平成20年10月8日 諮問第38号)

[地域WiMAXの陸上移動局]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局基幹通信課

(近藤課長補佐、溝上係長)

電話：03-5253-5886

株式会社CAC及び株式会社ハートネットワーク所属特定無線局の
包括免許について
～地域WiMAXの陸上移動局～

1 包括免許申請の概要

申請者	株式会社CAC (代表取締役社長:金澤 憲二)	株式会社ハートネットワーク (代表取締役:大橋 弘明)
目的	電気通信業務用	
開設を必要とする理由	WiMAXによる地域の公共サービスの向上等地域の公共の福祉の増進及び地域の特性、ニーズに応じたワイヤレスブロードバンドサービスの提供、地域住民生活の利便性向上、都市型デジタル・デバイドの解消に寄与するサービスなど、今後さらに地域情報化へ貢献できるようなサービスを行うために開設を必要とする。	2.5GHz帯地域WiMAXサービスにより地域内のデジタル・デバイドの解消及び利用者の利便性向上のため、本無線局の開設を希望するもの。主なサービスとして「地域住民へのモバイルインターネット接続」、緊急車両や災害告知等「災害時の通信回線確保」、河川監視カメラ等「防災に関する監視機能」また、「条件不利地域への高速ブロードバンド環境の整備」(別子山地区等)を予定。
通信の相手方	免許人所属の基地局	
電波の型式並びに希望する周波数及び空中線	9M90X7W 2587MHz 200mW	
最大運用数	3,000局	4,520局
運用開始予定期日	免許の日から6月以内の日	

2 審査の結果

審査の結果、別紙1及び別紙2のとおり、電波法(昭和25年法律第131号)第27条の4の規定に適合するものと認められるので、包括免許を与えることとしたい。

審査結果

株式会社CAC

審査項目(適用条項)	判定	審査概要
1 周波数の割当てが可能であること(電波法第27条の4第1号)	適	申請者の希望する周波数は既に申請者が開設する基地局に割り当てられていることから、割り当てることが可能である。
2 特定無線局の開設の根本的基準(平成9年郵政省令第72号。以下「基準」という。)に合致すること(電波法第27条の4第2号)	適	次のとおり合致する。
(1)それらの局を開設することによって提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。(基準第2条第1号)	適	<p>近年、インターネット接続や動画像伝送等、ワイヤレスブロードバンド通信の需要は拡大の一途であり、より高速・大容量の通信が可能な利便性の高い移動通信システムの導入が期待されているところである。</p> <p>本無線局は、高速ワイヤレスブロードバンド環境を構築することを目的とするものであり、利用者の通信サービスに対する需要に適合していると認められる。</p>
(2)包括免許を受けようとする者は、それらの局の最大運用数による運用における電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること。(基準第2条第2号)	適	別添のとおり、開設無線局が最大運用数に達する場合であっても通信が確保されることが示されており、業務の実施について適切な計画を有していると認められる。また、申請者は既に本無線局の通信の相手方である基地局の予備免許を受けていること等、これまでの実績から、上記の計画を実施するに足る能力を有していると認められる。
(3)それらの局を開設する目的を達成するためには、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。(基準第2条第3号)	適	本無線局に係るシステムは、1基地局当たり数km程度のサービスエリアをカバーするものであり、高速ワイヤレスブロードバンド環境を容易に構築できるという特質を有しており、他の電気通信手段に比較して、能率的かつ経済的に優位であると認められる。
(4)その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること。(基準第2条第4号)	適	本無線局を用いたサービスの開始により、ワイヤレスブロードバンドサービスが提供されることとなり、我が国における電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与するものと認められる。

別添

最大運用数の妥当性について

本件の包括免許の最大運用数は、以下のとおり、現在、予備免許を受けている基地局が収容可能な無線局(端末)数以下であるため、妥当であると認められる。

株式会社CAC

収容可能な無線局(端末)数[局]	申請のあった最大運用数[局]
6,144	3,000

審査結果

株式会社ハートネットワーク

審査項目(適用条項)	判定	審査概要
1 周波数の割当てが可能であること(電波法第27条の4第1号)	適	申請者の希望する周波数は既に申請者が開設する基地局に割り当てられていることから、割り当てることが可能である。
2 特定無線局の開設の根本的基準(平成9年郵政省令第72号。以下「基準」という。)に合致すること(電波法第27条の4第2号)	適	次のとおり合致する。
(1)それらの局を開設することによって提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。(基準第2条第1号)	適	<p>近年、インターネット接続や動画像伝送等、ワイヤレスブロードバンド通信の需要は拡大の一途であり、より高速・大容量の通信が可能な利便性の高い移動通信システムの導入が期待されているところである。</p> <p>本無線局は、高速ワイヤレスブロードバンド環境を構築することを目的とするものであり、利用者の通信サービスに対する需要に適合していると認められる。</p>
(2)包括免許を受けようとする者は、それらの局の最大運用数による運用における電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること。(基準第2条第2号)	適	別添のとおり、開設無線局が最大運用数に達する場合であっても通信が確保されることが示されており、業務の実施について適切な計画を有していると認められる。また、申請者は既に本無線局の通信の相手方である基地局を設置していること等、これまでの実績から、上記の計画を実施するに足る能力を有していると認められる。
(3)それらの局を開設する目的を達成するためには、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。(基準第2条第3号)	適	本無線局に係るシステムは、1基地局当たり数km程度のサービスエリアをカバーするものであり、高速ワイヤレスブロードバンド環境を容易に構築できるという特質を有しており、他の電気通信手段に比較して、能率的かつ経済的に優位であると認められる。
(4)その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること。(基準第2条第4号)	適	本無線局を用いたサービスの開始により、ワイヤレスブロードバンドサービスが提供されることとなり、我が国における電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与するものと認められる。

別添

最大運用数の妥当性について

本件の包括免許の最大運用数は、以下のとおり、現在、免許を受けている基地局が収容可能な無線局(端末)数以下であるため、妥当であると認められる。

株式会社ハートネットワーク

収容可能な無線局(端末)数[局]	申請のあった最大運用数[局]
15,000	4,520

固定系地域バンドを使用する無線局(地域WiMAX)の概要

地域WiMAXの概要

目的:

デジタル・ディバイドの解消、地域の公共サービスの向上等当該地域の公共の福祉の増進に寄与すること

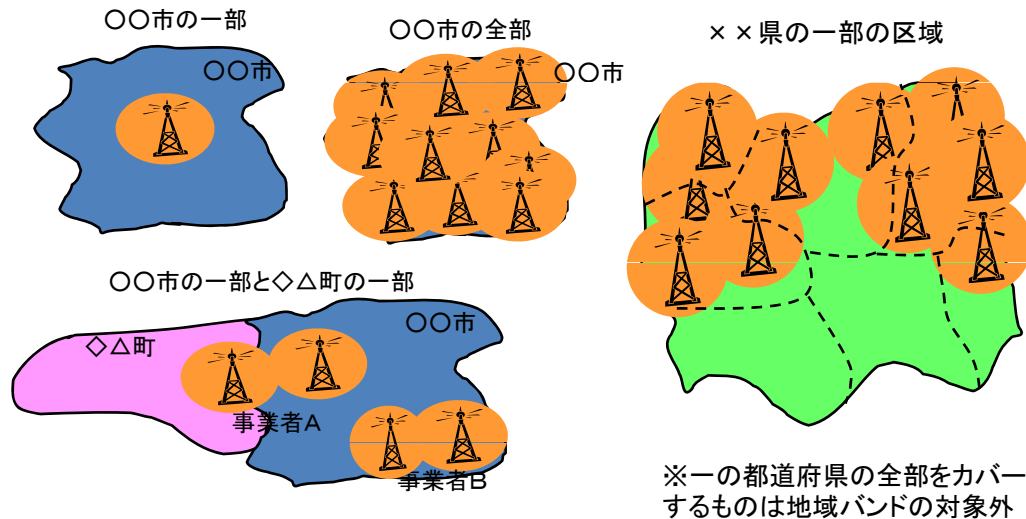
特徴:

固定通信向け、地域単位、10MHzの帯域幅

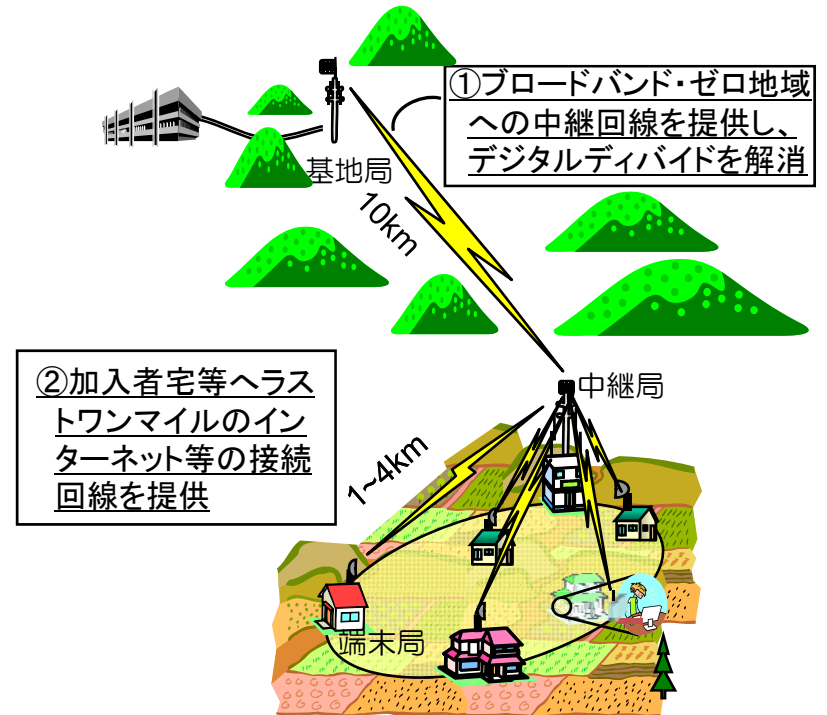
技術方式:

WiMAX方式

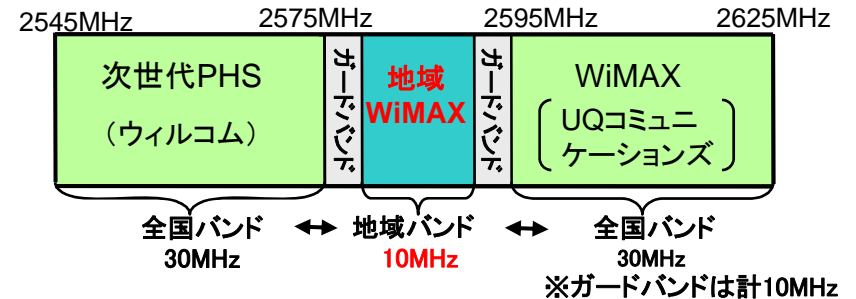
地域WiMAXの対象とする区域



地域WiMAXのサービスのイメージ(例)



2.5GHz帯の電波使用



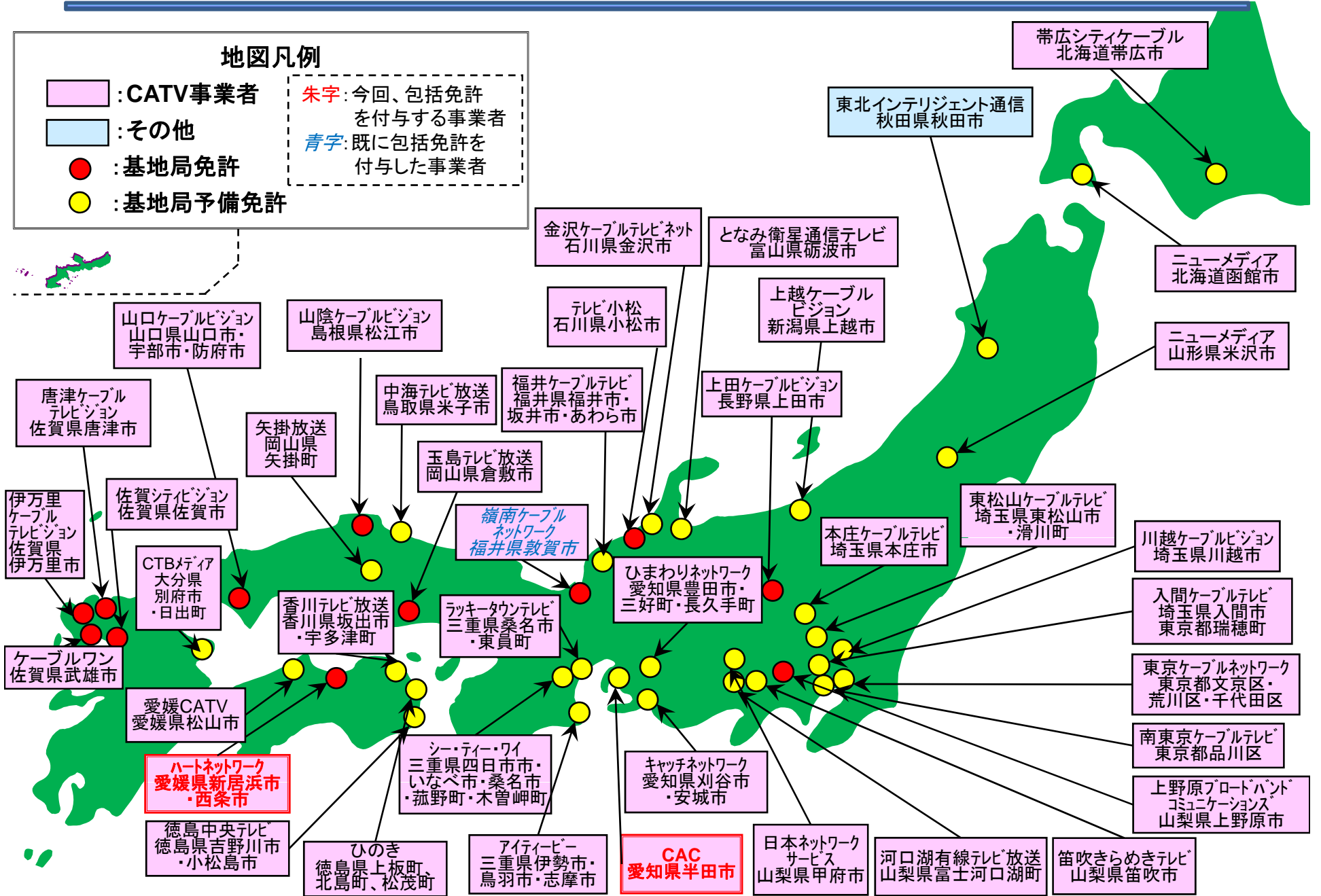
地域WiMAXの免許状況

平成20年10月

地図凡例

- :CATV事業者
- :その他
- :基地局免許
- :基地局予備免許

朱字:今回、包括免許を付与する事業者
青字:既に包括免許を付与した事業者



平成20年10月8日

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る
異議申立ての付議について
(平成20年10月8日 付議第7号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

付議内容について

総務省総合通信基盤局電波環境課

(大泉電波監視官、元村係長)

電話：03-5253-5905

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る

異議申立ての付議について

1 異議申立年月日

平成20年8月30日

2 異議申立人

個人（北川 勝浩）

3 異議申立てに係る処分

平成20年7月8日に官報告示（総務省告示第370号）した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分の一部

- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社トワダ・ウェルデザイン
型式名 HMS-H100
指定番号 第AT-08003号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社コレガ
型式名 CG-PLCHD01
指定番号 第AT-08005号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 SMK株式会社
型式名 PL014-3J
指定番号 第DT-08001号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社アイ・オー・データ機器
型式名 PLC-ET/MW
指定番号 第DT-08002号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社村田製作所
型式名 RF-PLCP0101
指定番号 第ET-08003号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社プレミネット
型式名 PLAM5000 Rev. 1
指定番号 第ET-08004号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社ネイルコム
型式名 NPL-E200AIJ
指定番号 第GT-08001号

4 異議申立ての趣旨及び理由

本件型式指定処分の根拠となっている現行の技術基準は、策定時に重大な事実誤認をしているため、漏えい電界強度について何ら有効な規制にはなっていない。そのため隣家における短波放送受信設備による短波放送の受信が必然的に妨害を受ける。

現行の技術基準に基づく広帯域電力線搬送通信設備は、無線通信等への影響が少ないと判断される設備ではないので、そもそも型式指定することはできない。

当該設備が一般家庭で使用された場合に、隣家における短波放送の受信設備が妨害を受けることは明らかであり、そのような有害な設備に型式の指定を行ったことは誤りである。よって、当該設備の型式の指定の取消しを求める。

注：「型式指定処分」

広帯域電力線搬送通信設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならないこととされている（電波法第100条第1項第1号）が、その型式について総務大臣の指定を受けた設備については、当該許可を受けることなく設置することができる（電波法第100条第1項第1号かっこ書き及び電波法施行規則第44条第1項第1号（1））。

(参照条文)

○ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

（電波監理審議会への付議）

第八十五条 第八十三条の異議申立てがあつたときは、総務大臣は、その異議申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

（高周波利用設備）

第百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。）

○ 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）

（通信設備）

第四十四条 法第百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。

- 一 電力線搬送通信設備（電力線に一〇kHz以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの
 - (1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの

2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は次に掲げる区分ごとに行う。

- 二 屋内において、2MHzから30MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）